

発委第2号

令和7年6月10日

四万十町議会議長 緒方 正綱 様

提出者 総務常任委員長 村井 眞菜



消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書（案）

食料品、お米、ガソリン、電気代など、厳しい物価高騰が続き、町民生活は窮地に追い込まれています。

暮らしと営業、地域経済を守るうえでもっとも有効な景気対策の一つは、消費税の減税です。消費税減税に「賛成」68%、うち18歳から29歳では87%（「産経」4月19日、29日）など、県民、国民の多数が消費税減税を待ち望み、自民党の少なくない国会議員も含め、ほとんどの政党がなんらかの消費税減税を掲げています。

消費税の減税は、物価を押し下げ、その効果がすべての国民にまんべんなく、ただちに行き渡ります。いったん税率を下げればその効果は先々まで続き、この面でも経済対策としてもっとも有効な手段の一つです。すでに諸外国では、期限付きを含め110の国や地域で消費税（付加価値税）減税に踏み出し、効果を上げています。応能負担の原則で、税金を負担し、無駄使いを削るなどの施策で、代わりの財源を生み出すことも可能です。

令和5年10月にインボイス制度が始まり、取引先との関係で、やむなくインボイス登録した建築下請業者は、売上700万円、利益300万円程度で、初年度（昨年）の消費税納税額は3ヶ月分で4万円程度、今年は12ヶ月分で18万円近くになりました。令和9年以降は2割特例の期限が切れるので倍の40万円近くの納税額になります。価格転嫁もできず、請負単価も上がらない中で、インボイス制度は小規模事業者の経営を圧迫しています。

そこで、政府に、消費税減税とインボイス制度廃止をもとめ、暮らしと営業を立て直す施策を強力に実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2025年6月 日

四万十町議会議長 緒方 正綱

（提出先）

内閣総理大臣	石破 茂 殿
総務大臣	村上誠一郎 殿
財務大臣	加藤 勝信 殿